

4 消費課税

・国際観光旅客税(仮称)の創設

出国旅客に定額一律(1,000円)の負担を求める国際観光旅客税(仮称)が創設されます(大綱 P. 92)。

適用期日等：平成31年1月7日以後の出国

・外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

①一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とされます(大綱 P. 96)。

(注)改正前は、「一般物品」と「消耗品」それぞれで下限額を満たす必要があります。

適用期日等：平成30年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用

②現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)が廃止され、免税販売手続が電子化されます(大綱 P. 95)。

適用期日等：平成32年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等

※平成32年4月1日から平成33年9月30日までの間については、現行の免税販売手続を引き続き適用できることとするとともに、所要の経過措置が講じられます。

5 国際課税

・恒久的施設関連規定の見直し

日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するため見直されます(大綱 P. 108)。

適用期日等：平成31年分以後の所得税及び平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税

6 納税環境整備

・申告手続の電子化促進のための環境整備

法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告が義務化されます(大綱 P. 118)。

適用期日等：平成32年4月1日以後に開始する事業年度

・年末調整手続の電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン減税に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出が可能とされます(大綱 P.122)。

適用期日等：平成32年10月1日以後

7 備考

・森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)(平成36年度から年額1,000円を課税)及び森林環境譲与税(仮称)(平成31年度から譲与)が創設されます(大綱 P.32)。

適用期日等：平成36年度より課税